

# みどり通信

第187号 2011. 4. 5

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● 損害保険	P8
● 税務	P3	● FX2活用事例	P9
● 社会保険	P5	● あとがき	P10
● 一倉 定 経営心得	P6	● 営業カレンダー	P11
● 生命保険	P7		



4月4日ソフトバレー大会開催！寒いせいか動きがイマイチでしたが、次回は華麗なプレーをお見せします！

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

4月

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。

次の内容は、4月5日のホームページ掲載のものからです。

## 『日本復興のために・・・』

次は、私のお気に入りの日本経済新聞のコラム「大機小機」（本日5日朝刊17ページ）からです。見出しへ、『日本再生政策綱領』です。

なお先の見えない大震災後の日本の対応を、世界中が固唾をのんで見守っている。原発事故は日本だけの問題ではない。消費マインドも冷え、工業生産も落ち込んで総需要の一時的大幅減は避けられないが、それゆえに、日本の底力が試されている。悲惨な大災害だからこそ、閉塞感に満ちている日本を変える契機として生かす必要がある。

子ども手当や高速道路無料化予算を復興財源に振り向けるのは当然だろう。民主党も「国民の生活が第一」とのマニフェストに沿う修正の名目が立つ。一時所得として貯蓄され波及効果の小さい子ども手当が、復興財源として住宅再建に回れば、乗数効果も大きく総需要拡大に資する。

自肃ムードによる需要低迷から、いっそうのデフレに陥る危険もある。今なら日銀は、インフレ招来との批判を恐れず、極めて大胆な金融緩和を実施できるし、そうする責務がある。現時点で予想をはるかに超える規模の金融緩和を実施すれば、デフレ脱却の糸口がつかめるだろう。これほどの政策機会はまたとない。

関東大震災後はモラトリアムが発令された。資材や部品の調達ができなくなつて引き渡しのできない産業や、自肃の影響を受けた企業など、多数の分野での資金調達を、国を挙げて支援しなくてはならない。膨大な復興資金需要は、貸し出し需要不足に困っていた金融機関にとつても新市場である。

米国のバンク・オブ・アメリカは、1906年のサンフランシスコ大地震と大火災で全市が壊滅した際、無条件ですべての人に復興資金を貸し出した。それが市民の信頼を集め、1件の事故もなくすべて返済されて、その後の発展の基礎を築いた。

今こそ金融機関の出番である。数年後に日本が復興することは明らかで、リスクも少ない。大震災後の円の急騰や株価急落後の反騰は、海外市場が日本の先行きを楽観視し、現在を投資機会と見ていていることを示している。日本の金融機関経営者の視野と度量が試されている。

世界から称賛される震災後の規律と礼儀正しさ。節電への協力と自肃ムードで東京の夜は暗く出歩く人もまばらだが、世界は日本人の美德を見ている。大胆な財政支出組み替えと金融政策。政府、日銀、金融機関一体となった復興支援は、日本再生の鍵となるデフレ脱却実現のチャンスである。

先日、当事務所で購読している業界専門誌に、次のような文章が掲載されていました。

…「こんなときだから」といって購買・消費意欲が減退したり、行き過ぎた「節約」ムードのために商店の営業時間が短縮されたりしてしまうと、当然ながらどの業種も収益が悪化し、結果としてそこで働く社員の皆さんのも暮らしにも悪影響を及ぼしかねません。被災地の一日も早い復興のためには、日本の経済・産業界全体の「復活」が必要不可欠なのに、「自粛」ムードがそれへ向けた歩みを遅らせるのです…

…復興のためには官民合わせて国家予算並みの費用が必要という試算があります。その財源となる国の税収を支えているのは、他ならぬ中小企業の社長さんたちです…

神戸の震災のときは、行き過ぎた「自粛」のムードが復興そのものの速度を鈍らせてしまったのだと書かれています。

今朝のめざましテレビで、いろいろなエンタメが中止となっている中、劇団四季が2日後いち早くミュージカル・『美女と野獣』をスタートさせたと伝えていました。再開した時は観客はまばらで、公演していいのだろうかと悩んだそうですが、終了後の拍手がいつも以上だったのでやってよかったと出演者の1人が答えていました。

観客の何人かがインタビューに答えていました。

「こんな時だったからこそ、勇気と感動をもらえて元気になれてよかった」  
南相馬市から避難してこられた家族は、

「ミュージカルを見て元気をもらうことができた」とも。  
出演者の1人の言葉が印象的でした。

「停電で電気が消えても、ここまで停電させたくない！！」  
「日本が立ち上がるには、笑顔が必要！！」とも。

国民1人ひとりが自覚して、日本を一日でも早く復興させようではありませんか  
(必要以上の自粛はかえって逆効果です) ！！

そのためには、「笑顔」「元気」がもっとも大事ですね！

昨年、劇団四季劇場でみたライオンキングで、「笑顔」「勇気」それに「感動」をもらったの思い出したところです。

税理士 山 口 昇

## 税務

### 災害に関する主な税務上の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震の発生から、もうすぐ一月が経とうとしています。皆様におかれましても、被災された皆様への物資送付や義援金等、復興に向けたご支援、お氣遣いを色々とされていられるかと思います。

今回は、この度の地震に関連して考えられる事象のなかから主なものについて税務上の取扱いをご紹介致します。（国税庁ＨＰより抜粋）

#### ◇義援金等を支出した場合の税務上の取扱い◇

以下の内容は、平成23年3月18日現在の法令等に基づいております。義援金等の寄附先によって取扱いが異なる場合がありますのでご注意ください。

**個人の方が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。**

**法人が義援金等を寄附した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。**

#### <「特定寄附金」には、例えば、次に掲げる義援金等が該当します>

- ・国又は地方公共団体に対して直接寄附した義援金等
- ・日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ・社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄附した義援金等
- ・社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」（平23.3.15 財務省告示第84号）として直接寄附した義援金等
- ・上記以外の義援金等のうち、寄附した義援金等が、募金団体を通じて、最終的に国又は地方公共団体に拠出されることが明らかであるもの

#### <所定の要件が必要となります>

～所得税～

確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、義援金等を寄附したことが確認できる書類（例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、募金団体が発行する預り証など）を確定申告書に添付する等が必要です。

## ～法人税～

確定申告書の別表 14(2)「寄附金の損金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に関する明細」に寄附した義援金等に関する事項を記載し、義援金等を寄附したことが確認できる書類を保存する必要があります。

(注) 日本赤十字社や中央共同募金会の「東北関東大震災義援金」への寄附を郵便振替で行った場合には、郵便窓口で受け取る半券（受領証）をもって寄附したことと証する書類として差し支えありません。

また、以下の内容は、平成 23 年 3 月 24 日に国税庁から示された取扱いです。

(法人税関係)

### ◇取引先に対する災害見舞金等◇

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

### ◇取引先に対する売掛金等の免除等◇

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。

また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われます。

### ◇取引先に対する低利又は無利息による融資◇

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として低利又は無利息による融資を行った場合における通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、寄附金に該当しないものとされます。

### ◇自社製品等の被災者に対する提供◇

法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等に該当しないもの（広告宣伝費に準ずるもの）として損金の額に算入されます。

義援金の取扱いのところでも触れておりますが、支払等をおこなった相手先や内容、領収書の整理・保管等をはじめとした各種要件の整備など、所定の要件を満たしていない場合は、取扱いが変わることになります。

事前にやっておくべき事柄等、内容によっては早めの対処が必要なこともあるかと思います。個別の事象ごとにそれぞれ確認させていただきますので、ご不明な点は、各担当スタッフまでご相談下さい。

<西丸 保幸>

## 働きながら年金を受給されている 65歳以上の方の在職停止の計算方法が、 平成23年4月から変わります。

65歳以上の在職老齢年金の基準となる月額が**47万円**から**46万円**に、平成23年4月（平成23年6月定期支払分）から変更されます。

基本月額とは…………… 加給年金額を除いた老齢厚生年金の月額

総報酬月額相当額とは…(その月の標準報酬月額)+(その月以前1年間の標準賞与額の合計)÷12

### (例1) 基本月額と総報酬月額の合計が46万円以下のとき

老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額:1,200,000円

標準報酬月額 : 200,000円

直近1年間の標準賞与額の合計額 : 1,200,000円(600,000円×2回)

基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+300,000円=400,000円

…400,000円≤460,000円となるため

支給停止額=0円(全額支給)

### (例2) 基本月額と総報酬月額の合計が46万円をこえるとき

1 老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額:1,200,000円

標準報酬月額 : 300,000円

直近1年間の標準賞与額の合計額 : 1,200,000円(600,000円×2回)

基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+400,000円=500,000円

支給停止額=(100,000円+400,000円-460,000円)×1/2×12  
=240,000円

2 老齢厚生年金(報酬比例部分)の年金額:1,200,000円

標準報酬月額 : 500,000円

直近1年間の標準賞与額の合計額 : 1,200,000円(600,000円×2回)

基本月額+総報酬月額相当額=100,000円+600,000円=700,000円

…700,000円>460,000円となるため

支給停止額=(100,000円+600,000円-460,000円)×1/2×12  
=1,440,000円

1,440,000円(支給停止額)>1,200,000円(年金額)

この場合は報酬比例部分が全額支給停止となります。

※60歳から65歳までの方の総報酬月額相当額の基準が47万円から46万円に変更されます（総報酬月額相当額が46万円以上の方が該当）。なお、基本月額の28万円の基準に変更はありません。

# 一倉定の経営心得シリーズ

その十六

ワンマン経営こそ本当である。

ワンマン経営とは、社長が全てのこととに権力をふるつて勝手なことをすることではなくて、社長ただ一人が事業経営の全ての責任を負うことである。

ワンマン経営のないところ、眞の経営などあり得ないのである。

\*

会社がつぶれたときの責任は、明らかに「社長ただ一人」にある。

文字どおり「ワンマンの責任」なのである。

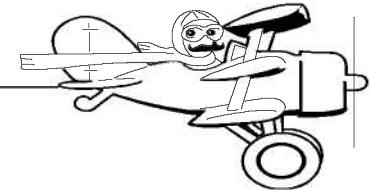
このことを知つていれば、心ない人々が「あの人はワンマン社長だ」などという言葉が、いかに誤っているか分かるはずである。

合議制、民主経営などということはまったくの誤りで、「ワンマン経営」以外はあり得ないのである。何事も部下に相談し、会議で決めるというようなことは、厳しい現実に対しては、決して正しいことではない。

# 経営者のための生命保険講座 第 144回

今回のテーマ

がん治療について①



今回は最近注目を集めているがん治療についてお伝えいたします。

がんの治療も現在多くあり、治療方法も年々変化しております。

がん治療について、今回、次回と2回に分けてご紹介いたします。

**がん入院治療は年々短期化、通院治療は増加しております。**

部位	平成8年	平成11年	平成14年	平成17年	平成20年
胃	47.1	41.8	38.7	34.6	26.8
結腸	37.1	37.2	30.7	27.8	18.9
直腸S状 結腸移行部 及び直腸	45.6	42.2	37.6	33.6	19.7
肝臓	38.4	33.2	29.6	26.9	22.4
肺	50.1	44.8	38.8	34.1	27.2
乳房	36.1	30	25.2	17	15.5
子宮	42.2	34.9	30.9	21.6	17.1
悪性 リンパ腫	72.4	63.5	51.2	37.5	34.9
白血病	68.9	65.3	64.3	57.9	52.1
その他	47.7	39.4	33.7	28.5	24.2

単位:日

全ての部位  
において入  
院日数が減  
少してお  
ります。今後も入  
院日数が短  
期化していく  
可能性があ  
ります。

**がん通院治療は長期化することも…**

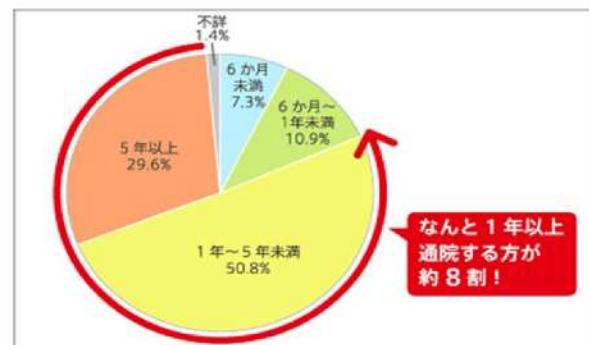
がんの通院治療は長期化する傾向があり、全体の約8割の方が1年以上通院を続けています。

また、全体の約3割の方は5年以上通院しています。

がんの通院治療の長期化には、近年の化学療法の薬剤開発が大きくかかわっており、分子標的薬や抗体医薬といった治療効果の高い抗がん剤の開発も要因の1つになっています。

**がん治療の通院治療期間別の割合**

1年以上になる割合が非常に多いようです。



今回はがん治療の入院日数、通院日数についてみてみました。日に日に変化するがん治療に現在の保険の内容があるのかご確認いただけたら幸いです。内容等詳細については、具体的な相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

<担当:西丸保幸>

## 地 震 保 険

この度の東日本大震災により被災された皆様に謹んでお見舞申しあげます。一日も早い復興を望むばかりです。

地震保険は、大地震発生時には巨額な保険金を支払う必要があるため、保険金の支払責任は政府と民間で負担しています。

公共性の高い保険であることから、補償内容及び保険料は各保険会社で同一となっており、保険会社の利潤は一切含まれません。保険契約者の支払った保険料は、将来発生する地震による保険金支払いに備えて積み立てられます。

### ①自動車保険 地震・津波による損害について

- 地震または津波によって生じた損害については、原則として保険金のお支払いとなりません。ただし、「地震・噴火・津波危険補償特約(注)」が付保されている場合は、保険金の支払い対象となる場合があります。

(注)通常は附帯されませんが、特別な申請があり承認があった場合は附帯されます。

### ②火災保険 住宅用建物・家財の地震による火災・損壊・津波による流出について

- 「地震保険」に加入していなければ、保険金の支払い対象にはなりません。  
→地震・津波による損害は火災保険では補償されません。
- 地震保険は居住用建物・家財のみ契約ができます。
- 火災保険とセットで契約し、保険金額は火災保険の30%～50%の範囲  
(建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度)で決めます。
- 地震保険の支払にあたっては、損害の程度により、保険金額の5%、50%、100%支払われます。

### ③火災保険 住宅・店舗の「地震火災費用保険」について

- 火災保険には「地震火災費用保険金」が附帯されています。
- 地震・津波を原因とする火災によって建物が半焼以上となった場合などに、保険金額の5% (300万円限度)をお支払いする費用保険で、地震保険とは別の補償となります。
- 工場物件の場合は保険金額の5% (2,000万円が限度)となります。

### ④傷害保険 地震・津波によるケガについて

- 「天災補償特約」が付保されていなければ、保険金の支払い対象にはなりません。
- 通常の傷害保険では、天災補償特約は附帯されていません。

担当 星 野

好評！

お客様の声をもとにレベルアップ！  
貴社の「最強の業績管理ツール」として

# インターネット技術を取り込んだ TKCシステムを有効にご活用下さい！

経営に必要な情報提供により、経営者の迅速な意思決定を支援します

## 1. PX2・SX2プログラムダウンロードサービス



- 「TKC戦略経営者メニュー21」から当事務所のホームページを起動し、保険料率改定に対応したPX2やSX2の最新版数をダウンロードできます。  
(版数チェックを行い、旧版の場合、ダウンロードが可能です。)



TKCシステムの改訂があった際は、すぐに最新のプログラム入手し、ご利用頂くことが可能です！

## 2. PX2データアップロードサービス \*



Windows7,Vistaにて  
利用可能です！！

- 平成23年4月より、PX2の月次更新時のバックアップデータを、インターネット回線を利用してTISC\*へ自動でアップロードできます。※TKCインターネット・サービスセンター
- TISCにアップロードしたデータは、PX2の「データ復元」メニューから復元できます。



バックアップデータの記録媒体の紛失、破損、ハードディスクのクラッシュ等、もしもの時にもTISCに自動バックアップデータがあれば安心！

## 3. よくあるQ&A集



- TKCシステムのご質問の約60%以上は、「TKCシステム戦略経営者メニュー21」の「戦略社経営者システムQ&A」に掲載しております。



電話では書き取りが困難な操作手順が掲載され、画面での確認や印刷が可能です。インターネットの検索サイトと同じようにキーワード検索が可能です。



マークはインターネットを利用したサービスとなります。



## あとがき

すっかり、春らしい天候になってきましたね！

私もつい最近タイヤ交換をし、新しい気持ちで通勤ドライブを楽しんでいます。

先日の東北地方太平洋沖地震からもうじき一ヶ月が経とうとしています。

今もニュースなどでは津波が去った後の倒壊した建物の残骸の山や、日々増えていく死者者や行方不明者の数など、本当に自然の恐ろしさを痛感しています。

しかし、今こそ日本を始め、世界が一つになろうとしています。被災地の復興のために一人ひとりができるることは小さいかもしれません、それがいくつも集まるととても凄い力になると思います。人は一人で生きているのではなく、誰かに支えられているから生きていけるのです。

この震災で、人の温かさを感じ、日本の団結力の素晴らしさを感じ、本当にこの日本に生まれてよかったですと感じました。

私も、どんな些細なことでも私にできることをし、日本の明るい未来のために何をすべきかを考え、今を生きていこうと思います。

内 山 綾 香

# ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30



5月



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp